

SBI 新生コネクト利用規定

第1条（目的）

1. この規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様が株式会社 SBI 証券（以下、「当社」といいます。）に開設された証券総合口座と、お客様が指定する株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」といいます。）の総合口座パワーフレックス（以下、「パワーフレックス口座」といいます。）との間で自動的に円貨の入出金が行われるサービス（以下、「本サービス」といいます。）及び本サービスに付随する事項に関する契約内容を定めることを目的とするものです。
2. 本サービスのご利用にあたっては、本規定のほか、SBI 新生銀行の定める「パワーフレックス規約集」、および当社の定める「約款・規程集」、「投資信託積立約款」、その他の規定、約款によるところとします。

第2条（本サービスの概要）

1. 本サービスの概要は、次の各号によります。なお、次の各号のサービスを併せて「自動入出金」といいます。
 - (1) 第4条に定める投信積立自動入金（以下、「投信積立自動入金サービス」といいます。）
 - (2) 第5条に定める自動出金（以下、「自動出金サービス」といいます。）
2. 当社は、当社の都合により、前項で規定する本サービスの内容を変更し、または制限もしくは他の条件を付す（以下、併せて「変更等」といいます。）場合があります。この場合、当社のウェブサイトにおいてお客様に対し告知を行います。お客様はあらかじめこれに承諾するものとし、変更等によりお客様に不利益または損害が生じた場合であっても、当社に対し何ら請求を行えないものとします。

第3条（本サービスの申込及び利用）

1. お客様は本サービスの内容を十分にご理解のうえ、当社所定の方法によりお申し込みいただくものとします。なお、申込にあたっては事前に次の各号のすべての条件を満たしている必要があります。
 - (1) 当社にお客様名義の証券総合口座が開設されていること
 - (2) SBI 新生銀行にお客様名義のパワーフレックス口座が開設されていること
 - (3) SBI 新生銀行において、口座振替契約の締結がお済であること
 - (4) 住信 SBI ネット銀行株式会社（以下、「住信 SBI ネット銀行」といいます。）において、SBI ハイブリッド預金（住信 SBI ネット銀行の「ハイブリッド普通預金規定」に定める「ハイブリッド™普通預金」をいいます。）を利用されていないこと
2. 当社は、毎営業日（当社営業日をいいます。以下同じ。）の15時00分までに当社が本申込を受付けたお客様について、当該営業日より本サービスの提供を行います。

3. お客様は、本サービスのご利用にあたっては、当社が SBI 新生銀行に対して当社サービスの取引の入出金に係る口座振替業務を委託することを了承するものとします。

第 4 条（投信積立自動入金サービス）

1. 本サービスをご利用のお客様は、いつでも投信積立自動入金サービス利用の有無（「利用する」「利用しない」）を選択することができます。当社は、毎営業日の 15 時 00 分にお客様の選択状況を確認し、「利用する」を選択されているお客様に対し、同日より投信積立自動入金サービスを提供します。
2. 投信積立自動入金サービスを利用されているお客様が、投信積立買付を現金決済にて設定されている場合、次の各号の定めに従い、当該投信積立買付にかかる買付代金相当額（以下、「買付代金相当額」といいます。）をお客様のパワーフレックス口座より証券総合口座に入金します。
 - (1) 当社は、毎営業日 15 時頃に投信積立自動入金サービスの利用状況を確認します。
 - (2) 当社は、前号の営業日の 20 時頃に翌日を買付注文日とする現金決済による投信積立買付代金相当額を計算し、SBI 新生銀行に対し口座振替を依頼します。
 - (3) SBI 新生銀行は、前号の依頼に基づきお客様のパワーフレックス口座の円普通預金残高に前号の買付代金相当額以上の残高がある場合に限り、お客様の SBI 証券の証券総合口座に入金します。
3. 投信積立自動入金サービスにより入金された現金は、投信積立買付にかかる買付代金に充当することを保証するものではなく、投信積立の買付設定の変更や他商品の買付等により、買付代金に不足が生じる場合があります。その場合、投信積立買付注文の全部または一部について、お受けできない場合があります。

第 5 条（自動出金サービス）

1. 本サービスをご利用のお客様は、いつでも自動出金サービス利用の有無（「利用する」「利用しない」）を選択することができます。当社は、毎営業日の 15 時 00 分にお客様の選択状況を確認し、「利用する」を選択されているお客様に対し、翌営業日より自動出金サービスを提供します。ただし、証券総合口座において、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資口座を設定されているお客様は、自動出金サービスを利用することができません（第 11 条に基づき MRF 自動継続投資口座の解約の申し出があったものとして取扱うお客様においては、当該解約の効力が生じるまでの間は当該口座が設定されているものとします。）。
2. 自動出金サービスを利用されているお客様の証券総合口座に預り金がある場合、次の各号の定めに従い、お客様の証券総合口座よりパワーフレックス口座に出金します。
 - (1) 当社は、毎営業日 15 時頃に自動出金サービスの利用状況を確認します。
 - (2) 当社は、前号の営業日の 16 時頃に出金指示可能額からお客様により設定されている SBI 証券留保額を減算した金額を買付余力から拘束させていただきます。

(3) 当社は、前号の営業日の 16 時 30 分頃に SBI 新生銀行に対し出金を行います。

(4) SBI 新生銀行は、当社から出金した前号の代金を、お客様のパワーフレックス口座の円普通預金残高に入金します。

第 6 条（自動入出金の停止）

1. 口座振替契約をしている SBI 新生銀行残高が自動入金額に満たなかった場合、自動入金を行わないものとします。
2. 証券総合口座の出金可能額からお客様に設定いただく SBI 証券留保額を減算した結果、0 以下となる場合、自動出金を行わないものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合には、各号に定める効力が生じることとします。

(1) お客様が、所定の日までに当社所定の手続きにより自動入出金の停止を申し入れたとき、お客様の申し入れた設定に基づき、自動入出金の設定を利用無し（「利用しない」）にします。

(2) SBI 新生銀行の口座からの自動入金、SBI 新生銀行により不可とされたとき、自動入金の設定のみ利用無し（「利用しない」）にします。

(3) SBI 新生銀行の口座への自動出金、SBI 新生銀行により不可とされたとき、自動出金の設定のみ利用無し（「利用しない」）にします。

第 7 条（自動入出金の再開）

お客様は、前条により自動入出金が停止された場合、当社所定の手続きにより自動入出金を再開できるものとします。

第 8 条（届出事項の変更）

お客様は、当社への届出事項に変更があった場合は、速やかに届出るものとします。

第 9 条（その他）

本サービスは、お客様名義の証券総合口座が、閉鎖、休止、転居先不明等に係るお取引制限等の措置がなされている場合、第 4 条または第 5 条の入金は行われません。ただし、証券総合口座の閉鎖手続き完了までの間に株式配当金等の入金があった場合、第 5 条の出金が行われる場合があります。

第 10 条（サービスの解約）

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに終了するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合

- (2) お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
- (3) お客様が第 13 条に定める本規定の改正に同意されない場合
- (4) お客様が証券総合口座の解約を申し出た場合
- (5) お客様が当社におけるお取引コースの変更を申し出た場合
- (6) やむをえない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (7) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

第 11 条（MRF 自動継続投資口座の解約）

お客様は、MRF 自動継続投資口座を設定している場合、本サービスの利用を申し込むにあたり、MRF 自動継続投資口座を解約すること及び当該解約以降は MRF 自動継続投資口座を設定できないことを了解することとします。また、当社はお客様から本サービスの利用を申し込みがあったことをもって、お客様から MRF 自動継続投資口座の解約の申し出があったものとして取扱うこととします。

第 12 条（免責事項）

次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害および損失については、当社はその責めを負わないものとします。

(1) 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭の授受等の遅延、又は不能により生じた損害・損失

(2) インターネットの通信障害、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害・損失

(3) お客様が入力したか否かに係らず、入力されたユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードと当社に登録されているユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードの一致を確認して行なわれた取引により、金銭の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害・損失

(4) 当社に登録されているお客様のユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードとお客様が入力されたユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードが一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害・損失

(5) お客様と当社とを結ぶ通信回線およびシステム機器の瑕疵、障害又は通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害・損失

(6) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動および処理速度の低下、当社および SBI 新生銀行のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動および処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動および処理速度の低下（第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む）など、取

引等に関する一切のシステムに起因する損害・損失

(7) 本取引又は本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害・損失（但し当社に故意・重過失がある場合を除く）

(8) 当社が、やむを得ない事由により本取引にかかるサービスを停止し、又は中止したことにより生じた損害・損失

第 13 条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

2024 年 11 月